

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称：美里町地域防災計画（案）

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
1	1 計画の目的 第1章第1節第1(計画の目的)(p13) (1)「町民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため」は、削除するかまたは「町民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため」に改めるのがよいと考えます。 [理由] 本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づいて作成するものです。シンプルに「本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定に基づき」と法的根拠を示すだけで充分だと考えます。 「風水害等の」があることによって自然災害だけに目が奪われ、原子力災害のような人的な災害が除外されてしまうおそれがあります。	有	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり「風水害等」を削除します。	第1 計画の目的(P13) 本計画は、町民生活の各分野に渡り重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき美里町の地域に係る防災対策に関し、町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるとともに、必要な体制を確立することにより、関係機関の総合的かつ計画的な防災対策の整備推進を図り、町土並びに町民の生命、身体、財産を風水害等から保護し、被害を軽減することを目的とする。

2	1 計画の目的 第1章第1節第1(計画の目的)(p13) (2)「また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えを防災の基本方針とし、たとえ被災した場合でも人命が失われないことを最重視する。」という記述は、不要だと考えます。 [理由] これと同等の記述は、災害対策基本法第2条の2(基本理念)に記載されています。本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づいて作成するものですから、災害対策の基本理念は同じ災害対策基本法と同じであるはずで、計画書のページ数が増大するのを避けるべきだと思います。	無	災害対策基本法に同様のことが記載されておりますが、法律の記述は、読み取るのに時間を要する場合もあり、本計画では、具体的な記述としておりますので、記述の削除は考えておりません。	
3	2 計画の修正 第1章第1節第3(計画の修正)(p13) (1)「本計画は」を「美里町防災会議・水防協議会は」に改めるべきだと考えます。 [理由]	有	主語を「市町村防災会議」とすれば、第3は計画の修正ではなく、市町村防災会議の役割と変わりますので、ご指摘の箇所の修正は考えておりません。 しかし、計画の修正を誰が行うのかという部分が不明ですので、次のとおり修	第3 計画の修正(P13) 本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、<u>美里町防災会議・水防協議会が毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。</u>

	災害対策基本法の目的には責任の所在を明確にするがあり、同法に基づいて作成する本計画も、その目的を満たすべきだと考えます。 災害対策基本法第 42 条第 1 項の「毎年市町村地域防災計画に検討を加え」の主語は、市町村防災会議です。		正します。	
4	2 計画の修正 第 1 章第 1 節第 3 (計画の修正)(p13) (2)「災害対策基本法第 42 条」を「災害対策基本法第 42 条第 1 項」に改めるべきだと考えます。 [理由] 項番を省略するとこの条全体を表すことになり、根拠とする規定が分かりにくいです。	有	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり追加します。	第 3 計画の修正 (P13) 本計画は、災害対策基本法第 4 2 条第 1 項の規定に基づき、美里町防災会議・水防協議会が毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
5	2 計画の修正 第 1 章第 1 節第 3 (計画の修正)(p13) (3)「美里町防災会議・水防協議会は、本計画を修正したときは、速やかにこれを宮城県知事に報告するとともに、その要旨を公表する。」を追加すべきだと考えます。 [理由]	無	ご意見の内容は、計画を修正した後に法律に定められた手続きであり、本計画は、防災・減災等の内容を定めた計画になりますので、追記は考えておりません。	

	災害対策基本法第 42 条第 5 項の規定に適合させるためです。			
6	3 計画の基本理念 第 1 章第 1 節 第 6（計画の基本理念）（p14） （1）第 6（計画の基本理念）は、削除すべきだと考えます。 〔理由〕 防災の基本理念は、災害対策基本法第二条の二に規定されていて、その二号に同じような趣旨の「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。」があります。本計画が災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づいて作成する以上、基本理念も引き継がれているはずで 「住民と行政の協働」の下という考えは、美里町総合計画の基本理念ですから、個別の計画にはこの考えを謳うのではなく、この考えを具体化して実装すべきです。計画書のページ数が増大するのを避けるべきだと思います。	有	災害対策基本法に同様のことが記載されておりますが、法律の記述は、読み取るのに時間を要する場合もあり、本計画では、具体的な記述としておりますので、記述の削除は考えておりません。 しかし、内容の一部を次のとおり修正します。	第 6 計画の基本理念（P14） 一部略 平成 15 年 7 月 26 日、南郷地域に大きな被害をもたらした宮城県北部連続地震、平成 23 年 3 月 11 日に発生し、町内全域に甚大な被害を及ぼした東日本大震災は、わたしたちの記憶に新しく、今でもその脅威を忘れることはできない。この本町の 2 大地震と同規模あるいはそれ以上の規模の地震が近い将来発生することは否定できない。本町では現在、大地震の教訓から災害時における地域防災力の重要性を見直し、<u>全行政区から立ち上がった自主防災組織との連携強化</u>、さらに既存組織の活動の活性化を<u>進めている</u>。 こういった状況下において、あらゆる災害から、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町民と町が<u>連携して</u>災害に対応することを基本理念とする。

7	4 防災機関 第1章第2節第1（組織）（p14） （1）防災水防会議の役割に、本計画を毎年検討するという趣旨の記述を追加すべきだと考えます。 [理由] 災害対策基本法第42条第1項の規定の要求を実装するためです。	無	P13 第3計画の修正と同様の内容になりますので、追記は考えておりません。	
8	1 河川改修事業（p31） 江合川、鳴瀬川、出来川の改修工事をしたようですが、7月15日～16日の被害の要因を十分に検証し、内水氾濫含めて計画の補強をしてください。	無	令和4年7月記録的大雨災害の被害の要因については、現在も調査中でありますことから、今回の改訂による計画への反映は困難でありますことを御理解願います。	
9	第11節 避難収容対策（P48） コロナ禍で避難所の定員を少なくするなどの対策を取られていると思うのですが、人数なども住民へ周知してください。避難所の定員が分かれば、住民も避難所以外の選択肢も考えるなど、事前準備の徹底も促してほしいです。 指定避難所には、2階駐車場のあるスーパーや、高台にある野球場や公園なども考えてもらいたいです。その点も、住民への分かりやすい周知をお願いしま	無	避難の選択肢については、これまでも広報やハザードマップにおいて、垂直避難など避難所へ行くこと以外の避難方法について周知を図っており、今後も同様に周知を図ってまいります。 指定避難所及び指定緊急避難場所については、今後検討の上指定してまいります。また、指定した際は、広報等により周知いたします。	

	す。(広報や印刷物など)			
10	第3 避難所の確保 (P49) 美里町の避難所は、大半が浸水区域にあり、1階が浸水します。避難所は大雨が予測される場合は、明るい移動しやすい時間に前もって開設をお願いします。7月15日、16日の大雨時には、暗くなってから大雨の中で避難所が開設されました。そのような中での移動は危険です。しかも1階建ての浸水区域にある避難所では、不安で避難しなかったという住民もいました。より早めの、安全な避難所の開設を望みます。	無	7月の記録的大雨災害では、16日の午前中に避難所を開設しました。避難所は、職員が巡回し安全であることを確認の上開設しております。町としても、今回のような大雨の中、夜間に避難所へ避難することは危険が伴うことを承知しておりますので、安全に避難できるタイミングで避難指示や避難所の開設を行ってまいります。	
11	3 避難所の管理 (P50) 「避難所の管理責任者は男女両方配置するよう努める。」とあるが、緊急時だけでなく訓練時から積極的に話し合っておくことが大切である。それを踏まえ、避難所の備蓄も見直してほしいです。 女性、子供及び高齢者に優しい避難所を望みます。 災害時に避難所だけでなく、バスを授乳室や着替え室に活用したという事例を	無	避難所運営を担当する職員に対し、避難所運営訓練を実施しております。訓練後は、参加者から感想や意見をもらい、マニュアル改正の参考としております。 避難所の備蓄品につきましては、避難者が最低限の生活ができるよう備蓄しております。しかし、避難者の人数や避難日数が長引いた場合対応できなくなることでもありますので、自助の観点から、各々がハザードマップに記載の非常	

	聞きました。バスなどの活用も検討してもらいたいです。 避難所へペットを連れていけると思っている住民が多くいます。ゲージに入れたことのないペットもいます。町での避難所のペット対応も周知してください。		持ち出し品・備蓄品を確保するよう周知してまいります。 バスの活用については、災害時に運転手の確保など課題がございます。授乳室等は避難所内にテントを設置するなどして対応しておりますが、多方面から情報を収集し改善できる部分は検討してまいります。 ペットの避難につきましては、広報で周知したいと思います。	
12	第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保（P52） 第1・1 町民及び事業所得の対応 「住民は基本の「自らの身は自らで守る」という原則にもとづき…」とありますが、このことが周知されていないと思います。もっと災害時の備えを各家庭で備えてもらうように自助の働きかけが必要です。自助の難しい要支援者などは、町や地域で把握も必要だと思います。今後、新しくなるハザードマップにも自助の強化の備えを記載をお願いします。	無	自助の必要性については、広報等で周知してまいりたいと思います。 要支援者は、台帳を作成して把握しております。 今年度更新するハザードマップには、自助の強化について記載する予定です。	
13	第20節 ボランティア活動 第1 一般ボランティア	有	P146 2 行政の支援に記載の経費の助成は、協定書に記載の範囲で行う	別添計画書のとおり。（P146、P54）

	2 行政の支援 ■ 一般ボランティアの主な活動内容 (P146、P54) 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書（令和4年2月25日締結）第9条にある災害ボランティアセンターの設置拠点費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について町の負担と定められてあります。このことについて、現在明記してある災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成に包含されているのでしょうか。ご確認願います。 一般ボランティアの主な活動内容について、54 頁に明記してある内容と 146 頁に明記してある内容が若干違います。活動内容を精査し統一した内容の明記を検討していただきたく意見します。		ものです。 一般ボランティアの主な活動内容につきましては、次のとおり整理し修正します。	
14	第14節 ボランティアの受入 第2節 一般ボランティアの受入体制 (P55) 1 一般ボランティアの受入体制づくりの担い手 (1) ボランティアコーディネーターの	有	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり追記します。	(1) ボランティアコーディネーターの養成 (P55) 町は、<u>町社会福祉協議会と連携し</u>、災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的

	養成 「町が、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。」と明記してありますが、現在、本会が、美里町と共催で災害ボランティアに関する講座を実施していることから、町は、町社会福祉協議会と協働し災害ボランティアコーディネーターを養成する。と実情に合わせた明記を検討していただきたく意見いたします。			確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。また、町民を対象として、養成に関わる費用の一部を補助することを検討する。
15	2 行政の支援（P55） 平成16年3月31日に宮城県と宮城県社会福祉協議会と NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターの三者間において、大規模災害時における県災害ボランティアセンターを連携し設置する旨の覚書を締結しているが、東日本大震災を機に災害支援を行う NPO 等関係団体が増え、近年の災害時にも各市町のボランティアセンターと連携し支援を行ってきています。また、令和2年7月豪雨災害より災害ボランティアセンターの経費が国庫負担となったことから、宮城県若しくは美里町と業務委託契約をおこなっ	有	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり修正します。	2 行政の支援（P55） 町は、一般ボランティアの受入体制づくりについて、町社会福祉協議会、<u>NPO法人等関係機関</u>、県社会福祉協議会と協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

	た NPO 団体等の人件費等も認められることとなったため、ひとつの NPO 法人を特化して記載する必要性がなくなっています。このことにより『NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンター』ではなく『NPO 等関係機関』に修正の検討いただきたく意見いたします。			
16	3 避難確保計画に対する助言及び指導（p57） 施設長や職員の意識は施設によってかなり違います。利用者を守るためにも積極的な助言、指導をお願いします。	無	令和2年度に町内の要配慮者利用施設を対象とした避難確保計画作成に係る講習会を実施しました。また、毎年行われる要配慮者利用施設を参集した会議において周知をしております。	
17	4 在宅の要配慮者の災害予防対策（p58） 7月15日午後3時ごろレベル3の通報がありました。その時点で避難所は開設されていませんでした。（大崎市は開設の通報あり）夜になっての移動は危険です。施設に入らず家族と生活している要配慮者が避難しやすいように、早めに避難所を開設するなど体制を整えてください。	無	レベル3は、7月17日午前9時30分に谷地中行政区の一部を対象に発令しております。避難所は、16日の午前10時48分に開設し、ホームページ、ライン、エリアメール及びツイッターで周知しております。	
18	第17節 防災知識の普及（P59） 「防災知識の普及に努める」とありま	無	防災管財課には、現在、地域防災指導員が常駐しており、地域や学校及び企業	

	すが、各地域の自主防災組織の高齢化、コロナ禍による訓練等の中止により、住民への意識付けが足りないと実感します。特に若い住民に対しての知識の普及はどのように進めていくのですか。		へも足を運んで講習会を開催しております。また、宮城県主催の地域防災指導員養成講座実施の周知を行い、防災知識の醸成に努める方のサポートをしています。	
19	5 普及内容（p61） 7月15日～16日の大雨では自家用車の被害も多かったようです。自動車の避難場所（駐車場）を確保し情報を知らせてください。公衆電話の設置場所はかなり減っています。正確な場所を住民に知らせてください。	無	自家用車の避難場所も含めた高台の避難先の確保に努めてまいります。 公衆電話の設置場所については、ホームページにおいて周知してまいります。また、今年度更新するハザードマップに公衆電話の設置場所が検索できる NTT 東日本のホームページの URL 及び QR コードを掲載する予定です。	
20	第2 避難情報の発令の内容及び周知（P97） 警戒レベル3 行動を住民等に促す情報に「高齢者等避難」と記載されているが、わかりやすく説明を加えて発信してほしいです。高齢者等避難の等には、要配慮者、避難に時間がかかる方、小さいお子さんのいる方も含まれますが、「高齢者等」ではわかりにくく自分事ととらえることが難しいです。	有	いただいたご意見を踏まえ、表の下へ次のとおり解説を追加します。	1 避難情報の発令の基準（P97） <u>※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングをいう。</u>

21	2 避難時の留意事項（P98） 「携帯品は、必要最小限のものにすること。」とありますが、食料や水筒（飲料？）着替え…等を持つと最小にはなりません。しかも薬、眼鏡、入歯、お薬手帳などの方が忘れてはいけない重要な物だと思います。「服装は、なるべく軽装とし…」とありますが、遠足やピクニックを思い浮かべました。「安全で動きやすい服装」などの表現の方が適切ではないのでしょうか。	有	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり修正します。	2 避難時の留意事項（P98） ・戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る）を完全にすること。 ・携帯品は、必要最小限のものとする こと。 （食糧、<u>飲料水</u>、<u>貴重品</u>、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ等） ・服装は、<u>安全で動きやすい服装</u>とし、帽子、雨具、防寒衣類等を携行すること。
22	計画の目的 「本計画は風水害等の災害に対する」 上記とありますが、避難所開設（P99）に「…これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外にテント等を設置して対応する。この際、車での避難は極力避けるよう指導する。」とありますが、大雨時に野外にテントは危険ではないのでしょうか。車での避難ができないのも危険だと思います。そして車も住民の財産なので車も浸水区域外に避難させたいです。車での一時待機も考えてはどうでしょうか。	有	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり修正します。また、避難所、避難場所につきましては、ハザードマップ等にて広く周知いたします。	1 避難所の開設（P99） 町は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者及び災害時における相互応援協定締結自治体等の被災者を保護するために避難所を開設する必要があるときは、小・中学校の体育館などの公共建築物等のうち、あらかじめ定めた指定避難所の一部あるいは全部を避難所として開設する。また、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、<u>高台にある避難場所での車中泊、親戚・知人</u>

	(P100)【資料】避難所、避難場所一覧 省略しないで資料としてきちんと付けてほしいです。			宅への立ち退き避難などを促す。
23	第20節 ボランティア活動 第1 一般ボランティア 1 災害ボランティアセンターの設置 (P145) (2) 県災害ボランティアセンター (P146) 体制整備イメージ図 (P147) 「町社会福祉協議会が中心となって、NPO 法人みやぎ災害ボランティアセンターと協働し」と明記してありますが、【2行政の支援】でも意見をさせていただいた内容と同様であり、設置に関しては町社会福祉協議会が中心となり、日本赤十字社宮城県支部、NPO 法人等関係機関とも連携を図り活動を展開する予定となっていますので、修正の検討いただきたく意見いたします。 また、県災害ボランティアセンターについても同様に修正を検討いただきたく意見いたします。	有	いただいたご意見を踏まえ、次のとおり修正します。	1 災害ボランティアセンターの設置 (P145) ボランティアの受け入れ調整組織としては、町社会福祉協議会が中心となって、NPO <u>法人等関係機関</u>と協働し、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。 (2) 県災害ボランティアセンター (P146) 宮城県社会福祉協議会とNPO <u>法人等関係機関</u>が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、町災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。 なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を町災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

				■災害ボランティアセンター体制整備イメージ図（P147）は、別添計画書のとおり。
24	第2節 生活支援再建 第2資金の貸付け 3生活福祉資金（P183） 生活福祉金の「災害援護資金」と明記されていますが、生活福祉資金の「福祉費」のなかにある「災害臨時費」の項目が該当となりますので、ご確認願います。	有	ご指摘のとおり、次のように修正します。	3 生活福祉資金（P183） 県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の<u>災害臨時費</u>を予算の範囲内で貸し付ける。貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件のいずれにも適合する世帯であること。
25	第6節 義援金の受入れ、配分（P187） ■実施機関 災害義援金は各機関が金融機関に口座を開設し、その金融機関が口座の管理するだけであり、金融機関が直接募集は行っていないかと思しますので確認いただければと思います。また、宮城県で義援金を募集する際は、宮城県、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会の3者で義援金募集を行っていることから、宮城県及び宮城県共同募金会を追記してい	有	ご指摘のとおり、次のように修正します。	第6節 義援金の受入れ、配分（P187） 大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。 ■実施機関 <u>防災班、県、日本赤十字社宮城県支部、宮城県共同募金会</u> 1 県の配分（P187）

	ただきたく意見します。また、第2配分 1 県の配分 「宮城県災害義援金募集配 分委員会」と明記されていますが、「宮城 県災害義援金配分委員会」の誤りかと思 いますので、ご確認願います。			県及び日本赤十字社宮城県支部等 が受入れた義援金については「 <u>宮城県 災害義援金配分委員会</u> 」が配分を決定 する。同委員会は被害状況に応じて、 被害市町村に配分する。
26	2 地域住民に対する通信手段の整備 ①HPの「防災ナビみさと」は見やす く使いやすいと思っていましたが、過去 の放送を聞くことができなくなりました。 昨年夏ごろ問い合わせた時には、1 2月までに整備するという返答でしたが いまだに使いません。防災無線が聞き取 れない地域に居住している場合、激しい 雨風の音で聞き取りにくい場合、肝心の ことを聞き逃しもう一度確認したい場合 に活用できない状況です。計画を立てて も使えなければ意味がありません。	無	防災ナビみさとにつきましては、過去 の内容を確認できるよう調整しました。 今後は、防災ナビみさとも活用し、情報 発信に努めてまいります。	
27	②SNS も十分に活用できない現状で す。計画を立てても使えなければ意味が ありません。	無	SNS につきましては、運用方針に基 づき、活用方法を検討してまいります。	
28	③8月18日から防災情報の配信開始 のお知らせが来ました。ただし、ヤフー のアプリを入っていない人はそのことを 知らないままです。周知の方法を考えて	無	ご指摘を踏まえまして、ホームペー ジ、ライン、ツイッターにて周知をいた しました。また、令和4年10月号の広 報でも周知をする予定です。	

	ください。先ずは、各地域のコミセンなどで地域の役員への周知を急ぐべきでしょう。			
29	第7 避難に関する広報 大雨時は、防災無線が聞き取りにくいです。ホームページにある「みさとナビ」は以前は、過去の放送を聞けて便利でした。以前のように使えるよう整備をお願いします。 防災管財課のツイッターで防災無線の内容をツイートすると、聞き取れない方にも有効だと思います。同じくラインも細やかな情報発信をお願いしたいです。普段から活用することによって、災害時もスムーズに使いこなせるのだと思います。 自主防災組織などでも、ラインで災害グループを作成するなどして、いち早く情報伝達できるよう学校などで貸し出しているタブレットなどでも良いと思います。整備も検討していただきたい。	無	防災ナビみさとにつきましては、過去の放送内容を確認できるよう調整しました。 ツイッターやラインは、それぞれに運用方針が定められており、防災無線の内容をツイートや発信することは、現在のところ検討しておりません。 自主防災組織は、それぞれの組織でルールがあるかと思いますので、それぞれの組織の自主性に任せたいと考えています。	
30	5. 計画期間 (1) 本計画の計画期間を明記すべきだと考えます。	無	本計画は、防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、時々々の防災上の重要課題を把握し、反映させる計画になりま	

	[理由] 達成時期がない計画は、マネジメントできません。PDCA サイクルが回るようにする必要があります。		すので、具体的な計画期間は設定しておりません。	
31	6. 公表 (1) 公表の方法を明確にすべきだと考えます。 [理由] 災害対策基本法第 42 条第 5 項は、地域防災計画を作成し、又は修正したときはその要旨を公表することを求めています。公表方法を明らかにしなければ、関係者がその情報にアクセスすることができません。	無	ご意見の内容は、計画を修正した後に法律に定められた手続きであり、本計画は、防災・減災等の内容を定めた計画になりますので、追記は考えておりません。 なお、公表は、町ホームページ及び情報公開コーナーに掲載することで公表としたいと考えております。	